平成２５年（フ）第６８３号
千葉市中央区浜野町1324番地の６
破産者　荒川　喜輝
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７号
千葉県南房総市千倉町平舘704番地１
破産者　有限会社海洋水産
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第３２４号
愛知県あま市七宝町川部埋田12番地
破産者　株式会社エムズ工業
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２９８号
神戸市中央区花隈町13番15号
破産者　インターグロウス株式会社
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２６号
神戸市中央区下山手通６丁目３番６号
破産者　株式会社ｔｒｕｅＣＯＬＯＲｓ
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１０号
広島市中区十日市町２丁目５番22―201号
破産者　盛池　孝好
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３４号
東京都昭島市中神町1368番地
破産者　株式会社日進エンジニアリング
１　決定年月日　平成25年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１３５号
東京都昭島市中神町1282番地都営中神第２アパート６棟204号
破産者　村上　祐弥
１　決定年月日　平成25年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７０６号
東京都多摩市永山６丁目２番地の９エミナンナガイ301、破産手続開始時の住所東京都多摩市永山３丁目22番地の１ガーデンホーム多摩永山203
破産者　久保　宏美
１　決定年月日　平成25年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１６４２号
横浜市中区蓬莱町１丁目１番地の３
破産者　横浜サウンド株式会社
１　決定年月日　平成25年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５５号
新潟県阿賀野市下条町17番９号
破産者　瀬藤　　厚
１　決定年月日　平成25年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第７７号
山梨県都留市下谷４丁目４番44号
破産者　原田和可子（旧姓京谷）
１　決定年月日　平成25年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第４９４号
静岡県沼津市我入道秋葉町431番地の１
破産者　有限会社和守製作所
１　決定年月日　平成25年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第８４号
静岡県御殿場市東田中1851番地の１
破産者　有限会社ケーユーシステム販売
１　決定年月日　平成25年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１８８号
静岡県浜松市西区舞阪町浜田522番地
破産者　株式会社プランアンドテクニック
１　決定年月日　平成25年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２８０号
広島市安芸区船越南５丁目１番１号
破産者　株式会社品川青果
１　決定年月日　平成25年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３０号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓250番地２
破産者　有限会社メディカル・スリム
１　決定年月日　平成25年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５８号
徳島県徳島市上助任町蛭子87番地の15、商業登記簿上の本店所在地徳島県板野郡北島町鯛浜字大西128番地７
破産者　ニッケン工鈑株式会社（商業登記簿上の商号ニツケン工鈑株式会社）
１　決定年月日　平成25年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５７号
熊本県荒尾市牛水上磯２番地
破産者　有限会社新栄鉄工
１　決定年月日　平成25年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第７１号
長崎県佐世保市野中町18番地３
破産者　ウラヨシ木工こと　浦吉　政治
１　決定年月日　平成25年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１５０７号
北海道千歳市北栄１丁目12番１―101号　装苑マンション
破産者　関根　正人
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部